

許可番号09763009356

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号

氏 名 株式会社こっこー

代表取締役 楨岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを
第14条の5第1項
証する。

高松市長 大西秀人



許可の年月日 令和元年5月22日

許可の有効年月日 令和6年5月21日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類
第2面に記載のとおり。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
第2面及び第3面に記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年5月22日（当初許可）

令和3年8月31日（積替え保管場所の変更に伴う書換え交付）

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下 余 白

備考

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

- ①汚 泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
- ②廃 油 揮発油類、灯油類及び軽油類。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
- ③廃 酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
- ④廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)
- ⑤廃水銀等 以上

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：香川県高松市香西東町297番1 以上

	面積 (㎡)	※積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (㎡)	積み上げることができる高さ (m)
1	0.36	①	0.2	屋内容器保管
2	0.36	②	0.2	屋内容器保管
3	0.36	③	0.2	屋内容器保管
4	0.36	④	0.2	屋内容器保管
5	0.36	⑤	0.2	屋内容器保管

※積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類は、下記のとおりとする。

- ①汚 泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

以下余白



(第3面)

②廃油 揮発油類、灯油類及び軽油類。

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

③廃酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの。

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

④廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

⑤廃水銀等 以上

以上
以下 余白

複写禁止

